

平成29年10月20日（金）

午後 3 時

上下水道局 3 階 会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第19号 平成29年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

議決事項

議案第39号 寝屋川市立市民体育館指定管理者候補者の決定について

署名人

高須教育長

真野委員

9月・10月教育委員会一般事務報告

(9月30日～10月20日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
9	30	土	中学校体育大会（7校）	体育大会	第五、第六、第七、第八、第十、友呂岐、中木田
			第36回寝屋川市民大学開講式	開講式、講演会	中央公民館 講堂
10	1	日	寝屋川市就学援助要綱の一部改正（施行日：平成29年10月1日）	就学予定者の保護者に係る就学援助の申請書類や認否に係る事務手続き等の追加	—
			小学校運動会（7校）	運動会	成美、池田、啓明、三井、和光、国松緑丘、宇谷
	4	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
			平成29年度第4回社会教育委員会議	1. 所管事業概要及び意見交換 2. その他	議会棟4階第1委員会室
	5	木	第2回寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会	会議	議会棟5階第2委員会室
	6	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	ホテルアウリーナ大阪
	8	日	幼稚園運動会（5園）	運動会	北、中央、南、神田、啓明
	10	火	決算審査特別委員会（～13日）	平成28年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定等	議会棟4階第1委員会室
	13	金	大阪府総合体育大会総合閉会式	閉会式典等	ホテルアウリーナ大阪
	15	日	2017エンジョイフェスタinねやがわ	スポーツイベント	打上川治水緑地
	17	火	幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	20	金	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会10月定例会		上下水道局3階 会議室

10月・11月教育委員会行事計画書

(10月21日～11月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	21	土	第5回寝屋川市アルカスピアノコンクール予選（～22日、28日～29日）	ピアノコンクール	アルカスホール
	24	火	平成29年度近畿市町村教育委員会研修大会	研修会	紀の川市粉河ふるさとセンター
			幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	25	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	26	木	近畿都市教育長協議会研究協議会	研修会	天王寺都ホテル
			幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	29	日	2017 青年祭	青年交流事業	中央公民館 講堂他
11	1	水	校長役員会	11月校長会の案件について	教育研修センター
	3	金	第67回寝屋川市民文化祭（～5日）	式典（3日）、芸能祭・演芸祭・音楽祭・作品展・映像作品発表会等	総合センター
	6	月	大阪府市町村教育委員会研修会	研修会	ホテルアウィーナ大阪
			校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	7	火	大阪府都市教育長協議会秋季研修会	研修会	藤井寺市立生涯学習センター
	10	金	小中学校英語教育特別推進地域研究発表会	公開授業・指導講評	第四中学校
			市指定文化財特別公開（～13日）	絹本着色方便法身尊像の公開	西正寺（太間町）
	11	土	小中学校英語教育特別推進地域研究発表会	全体会	寝屋川市立市民会館
	12	日	三島・北河内地区対抗柔道大会	大会	四條畷市立総合体育館
	14	火	幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	15	水	イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト（予選会）	生徒による英語発表	教育研修センター
			寝屋川市小学校音楽会（～16日）	児童による音楽発表	寝屋川市立市民会館
	17	金	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			総合教育会議		議会棟4階 第1委員会室
	19	日	市民体育大会 剣道の部	大会	市民体育館
	21	火	幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	22	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	24	金	教育委員会11月定例会		議会棟4階 第1・2 会議室
	25	土	第36回寝屋川市民大学閉講式	閉講式	中央公民館 講堂
	26	日	市民体育大会 ソフトバレー ボールの部	大会	市民体育館
	30	木	校長役員会	12月校長会の案件について	教育研修センター

報告第19号

平成 29 年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成 29 年10月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

平成29年10月1日発令

氏名	所属名等	備考
カモ ダ ヨシコ 加茂田 佳子	寝屋川市立中央幼稚園	新規採用

平成29年度 任期付短時間勤務職員任用者一覧

氏名	所属名等	任期	任用
スズキ ティ エミ 鈴木 智笑美	社会教育部青少年課(児童指導員)	H29.10.1～H32.3.31	新規
マツオ カズミ 松尾 一美	社会教育部青少年課(児童指導員)	H29.10.1～H32.3.31	新規
マツオ レイコ 松尾 禮子	社会教育部青少年課(児童指導員)	H29.10.1～H32.3.31	新規
ホリエ ショウコ 堀江 祥子	社会教育部青少年課(児童指導員)	H29.10.1～H32.3.31	新規
ニシダ キョウコ 西田 恭子	社会教育部青少年課(児童指導員)	H29.10.1～H32.3.31	新規
ウエダ テルミ 上田 てるみ	社会教育部青少年課(児童指導員)	H29.10.1～H32.3.31	新規
サカグチ ヨウコ 坂口 陽子	社会教育部中央図書館(司書)	H29.10.1～H32.3.31	新規

議案第39号

寝屋川市立市民体育館指定管理者候補者の決定について

寝屋川市立市民体育館の指定管理者候補者を決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年10月20日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟を寝屋川市立市民体育館の指定管理者候補者として決定するため。

平成 29 年 9 月 25 日

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市立市民体育館
指定管理者選定委員会
委員長 船越 達



寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会に
おける指定管理者選定結果について(報告)

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立市民体育館
(2) 団体の名称 特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟
大阪府寝屋川市葛原 1 丁目 13 番 2 号
会長 谷川 義文(たにがわ よしふみ)
(3) 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで(5 年間)

2 応募状況

(1) 説明会への参加数(平成29年8月21日実施)

株式会社	NPO 法人	財団法人	合計
0	1	0	1

(2) 申請書の提出数(受付期間 平成29年8月25日～8月31日)

株式会社	NPO 法人	共同事業体	合計
0	1	0	1

3 選定委員会

(1) 寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会

① 平成 29 年 9 月 5 日 設置

② 選定委員の構成(計 5 名)

寝屋川市立市民体育館条例施行規則

第 4 条の 2 第 2 項第 1 号 該当者 公募により選出した寝屋川市の 1 名
区域内に住所を有する者

同上 第 2 号 該当者 経営に関する知識を有する者 1 名

同上 第 3 号 該当者 学識経験を有する者 1 名

同上 第 4 号 該当者 社会教育委員 1 名

同上 第 5 号 該当者 社会教育部における部長 1 名

(2) 選定委員会開催経過

第1回 平成29年9月5日(火)

委員長の選出、副委員長の指名、申請者加点の承認、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼン・ヒアリング審査)の選定基準・選定方法の確認及び決定、採点方法の確認及び決定

第2回 平成29年9月25日(月)

第1次審査結果の確認と総括、第2次審査の実施と結果の確認、指定管理候補者としての意見交換・審議、選定委員会報告書作成

4 選定の基準及び選定結果

寝屋川市立市民体育館条例施行規則第4条の規定により寝屋川市立市民体育館(以下「市民体育館」という。)の管理を行うに最も適当と認める団体(候補者)を選定する。

(1) 申請者への加点の提示及び承認

平成29年度7月に改定された「指定管理者制度の導入及び運用指針」に基づき、教育委員会より申請者への加点に関する説明を受け、選定委員会として以下のとおり加点を承認した。

①「団体の活動拠点が市内に在ること」の加点

申請者は市内に団体の活動拠点があることの提示を受け、5%の加点の了承をした。

②「当該施設に係る管理運営の実績」による加点

申請者の現指定管理者としての実績検証結果については、平成25年度から平成27年度は、いずれも47項目中46項目(97.9%)が適正であり、また平成28年度は100%適正であることから運用指針内の表より評価B以上を確定する提示を受け了承した。

次に、管理運営実績報告書記載内容について、教育委員会による審査の結果、評価は10項目中9項目が適正であることから評価はSであることの提示を受け、10%の加点の了承をした。

③加点の決定

上記①、②について、選定委員会で承認し、100点満点の15%の加点となり、第1次審査の点数に15点を加点することを決定した。

(2) 第1次審査(書類審査)

① 選定基準(書類審査項目)

- ・ 安定した管理運営を行う経営状態と実績があること
- ・ 施設を効果的に管理運営できる提案が優れていること
- ・ 積極的な広報活動が行なわれ、集客促進策が優れていること
- ・ 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること
- ・ 事業の実施について明記されており、スポーツ振興・団体育成など設置目的が効果的に果たされる事業提案があること。

- ・記載内容（見積り金額等）が適正であり、経費縮減が図られていること
- ・施設の設置目的に合った運営スタッフの配置が適正であること
- ・職員研修が適正かつ効果的に行われる見込みがあること
- ・個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること、危機管理対策が適正であること
- ・総合的に見て提案内容が優れていること

② 配点・合格最低点

- ・ 上記、各項目 10 点満点 合計 100 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を当該団体の得点として第 1 次審査（書類審査）を行った。
- ・ 合計点（100 点）の合格最低点を 7 割の 70 点、項目に 1 つでも C 評価（0 点～3 点）があれば不合格とした。

③ 第 1 次審査（書類審査）の結果

様式No.	項 目	配点	平均点
A-3～A-6	申請団体概要	10	9.6
A-8(1)～(5)	基本方針及び 運営計画	10	8.6
A-8(6)、(7)	広報活動 集客促進策	10	8.8
A-9	施設の維持管理に 係る方針及び 取組みの提案	10	8.8
A-10	事業計画	10	8.4
A-11	収支予算書	10	8.6
A-11(2)	人員配置計画	10	8.6
A-11(3)	職員研修計画	10	8.6
A-11(4) A-11(5)	個人情報保護 及び情報公開 危機管理対策	10	8.8
A-7 A-8(4) A-12	総合評価	10	9.2
合 計 点		100	88

※平均点は 88 点であり、全項目においても C 評価（0 点～3 点）はなかった。

④ 第1次審査（書類審査）の総得点

	第1次審査	加点	総得点
点数	88	15	103/100

結果、申請団体は103点/100点であったため、第1次審査合格とした。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

第1次審査に合格した団体を対象として、第2次審査を実施した。第2次審査では、プレゼンテーション審査とヒアリング審査を行った。

① 選定基準（審査項目）

プレゼンテーション審査	1 指定管理者としての抱負、5年間のビジョンについて（代表者） 2 自主事業計画について（館長予定者）
ヒアリング審査	1 指定管理者指定申請の動機について 2 市民体育館の管理について 3 市民体育館の運営について 4 人的課題について 5 収支について 6 総合的評価について

② 配点・合格最低点

- ・配点については、上記1～5が各15点、6については25点の合計100点満点とし、第2次審査(プレゼン・ヒアリング審査)を行った。
- ・合格最低点は委員5名の平均点が7割の70点以上であることとした。

③ 第2次審査の結果

項目No.	項目	配点	平均
1	指定管理者指定申請の動機について	15	13.6
2	市民体育館の管理について	15	13.2
3	市民体育館の運営について(自主事業を含む)	15	12.8
4	人的課題について	15	12.8
5	収支について	15	13.2
6	総合的評価	25	21.8
合 計 点		100	87.4

第2次採点審査の結果、申請団体は87.4点/100点であった。7割の70点以上の合格最低点を越えた。

(3) 第2次審査結果を受けた審議

第2次審査の結果を受け、選定委員による審議を行った

①新規自主事業の提案について

今後、オリンピックも控えていることからスポーツ振興の需要が高まることは明確であり、利用者の声やアンケートにより市民ニーズの吸い上げを行い提案された自主事業については、スポーツ振興における効果があると認められる。その他の提案である青少年の健全育成や高齢者の交流事業などもスポーツという枠にとらわれることなく実施することで相乗効果があると考えられる。それらの点を踏まえ、教育委員会としても積極的に予算要求を行うことを求める。

②人材確保のための処遇向上について

候補者による提案では、給与など経年加算などの職員に対する手立てが提案されていたが、有望な人材の確保のためには、更なる処遇改善をしても良いとの意見があった。

③指定管理者候補者の決定

特定非営利活動法人スポーツ振興連盟を寝屋川市立市民体育館指定管理者候補者に選定した。

(4) 講評

寝屋川市立市民体育館指定管理者候補者を選定するために、寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会を2回開催し、指定管理者候補者の選定に至った。

ついては、その経過並びに選定委員会における意見を下記のように提出する。

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定については、応募団体が1者であること、及び現在の指定管理者であることを踏まえつつ、市民体育館指定管理者として、改めて平成30年度から5年間を託せる団体であるかどうかを厳正に審査した。

まず平成29年7月に改定された「指定管理者制度の導入及び運用指針」において新たに加点減点制度が導入されたことにより、事務局からの提案を受け、加点（15％）を了承する中、第1次審査、第2次審査共に、合格最低点等を設け、審査を行った。

候補者については、市民体育館指定管理者として、2期（9年半）の実績を有しており、また加点を了承する中、第1次審査、第2次審査ともに合格最低点を大きく上回り、指定管理者としての資格を有する団体であることが証明されたといえる。

具体的には、管理運営において、また市民サービス向上のための各種事業においても常に市民目線に立った安定・継続した管理・運営をしていること、運営に不可欠な利用料金収入を維持し、その利益の還元を老朽化が進む施設の修繕や新規備品の購入に充てるなど、今後も効率的効果的な管理・運営が期待できるものである。

スポーツ施設の拠点だけではなく、地域コミュニティの形成や社会教育の分野や青少年の健全育成など、国や市の方向性を理解した上で今後、市民体育館

に求められる取り組みや事業について、積極的な提案があることも評価された。

2020年に東京オリンピックを控え、今後益々、市民体育館としてスポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割が増してくることが予測される。市民体育館が寝屋川市におけるスポーツ振興の拠点となるよう、よりきめ細やかな管理・運営に努めていく必要がある。

特筆すべきは、新規自主事業において、多種多様な提案があり、スポーツの振興はもとより、青少年の健全育成や高齢者の交流など様々な年代へのアプローチが創意工夫されており、指定管理者より実施することを期待している。市民のニーズを吸い上げ、細やかな事業推進を行うためには、指定管理者と行政の連携が必要不可欠であり、上記の事柄を実現するために、市にはできる限りの支援を行うことを求める。

上記のことから、スポーツ振興連盟が指定管理者候補として必要かつ十分な条件を満たしていると判断した。